

計画に対する意見とその対応について（各委員から提出された主な意見）

<資料4>

該当箇所	意見要旨	対応内容	意見提出機関
32 ページ(2) (第2編第1章)	<p>「市は…警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、<u>県警察との協力体制を構築する。</u>また必要に応じて<u>海上保安部との協力体制を構築する。</u>」とあるのを「…<u>県警察、海上保安部等との協力体制を構築する。</u>」に改める。</p>	<p>県警察は、法第47条第3項により、市町村と協力して、住民等への警報の伝達を行うよう努めるものとされている。</p> <p>一方、海上保安部は、法第49条により船舶内に在る者に警報の伝達を行うよう努めるものとされている。これは、船舶内に在る者については市町村による伝達が及ばないことによる。</p> <p>従って、海上保安部による警報伝達と、市町村による警報伝達とは、必ずしも連動して行われるものではなく、両者の協力体制は、必要があるときに構築されるものであると考える。従って、現状の記述のままとしたい。</p>	千葉海上保安部
53 ページ(3) (第2編第2章)	<p>「市は、<u>警察官職務執行法に基づき</u>、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。」とあるが、災害対策基本法等に基づく場合もあることから、「<u>警察官職務執行法等に基づき</u>」に改める。</p>	意見のとおり修正する。(素案に反映済み)	千葉県警察
6 ページ(8) (第1編第2章)	<p>「国民保護措置等に従事する者等の安全の確保」についての記述に、102 ページ「安全の確保等」のような具体的内容を盛り込んでどうか。</p>	<p>意見を踏まえ、下記のように加筆修正する。(素案に反映済み)</p> <p>「市は、<u>必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援体制を確立すること等により、国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。</u></p> <p>また、市は、国民保護措置等の実施に関し国民に協力を要請する場合には、<u>当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に十分提供すること等により、要請に応じて国民保護措置等に協力する者の安全の確保に十分に配慮する。</u>」</p>	東京電力株式会社

14 ページ、20 ページなど (第1編第4章)	「昼夜間人口比率」や「京葉臨海中部地区特別防災区域概況表」などの表の、調査年が古いのではないか。	平成 17 年国勢調査の人口関係の統計は、平成 18 年 10 月以降に順次公表予定である。本計画の作成に間に合うようであれば、データを最新のものに置き換えたい。その他の調査についても、新しいデータが入手できた場合には、置き換えることとしたい。	東京電力株式会社
全般	<p>警報とその通報体制について</p> <p>千葉市は、都市部であるので J-アラート(全国瞬時警報システム)の防災行政無線を通じての緊急通報が、市民に直ちに伝わるか、疑問である。防災行政無線が聞こえる地域、殆ど聞こえない地域などを地図上で明白に把握して、後者(聞こえない地域)については、次善の策を講ずることができるか検討すべきである。</p>	<p>防災行政無線の難聴の原因は多々挙げられるが、エアコン使用世帯の増加や高気密住宅の増加などが大きな要因として挙げられる。この場合、地域単位での難聴というより、世帯単位での難聴となっており、地図上に図示するのは困難であると考ええる。</p> <p>無線に代わる手段として、携帯電話やインターネット、デジタル放送などの活用が考えられ、本市においてもこれらを有機的に連動させた通信方法について検討を行っていきたいと考えている。</p>	多賀谷委員 (千葉大学教授)
全般	武力攻撃は港湾を通じて行われる可能性がある。このため、港湾管理者である県とは沿岸域にかかる武力攻撃対処計画について、十分相互に連携をとる必要がある。	<p>石油コンビナートが集中する港湾エリアが武力攻撃やテロの標的となることは十分考えられ、計画素案においても「本市において留意すべき事項」の中に記述したところである(20 ページ参照)。石油コンビナートでの災害への具体的対処については、97 ページに記したが、今後も県との協議の中で更に検討を進めていきたい。</p> <p>外洋に面していない東京湾岸からの上陸侵攻は可能性が低いと思われるが、避難実施要領のパターン作成等を通じて、円滑な避難の実施を検討していきたい。</p> <p>なお、計画素案においては、本市の経済農政局が港湾関係機関との連絡調整にあたること(24 ページ、57 ページ) 市が港湾施設に関する情報把握を行うこと(42 ページ)などを規定している。港湾管理者である県との協議は、適宜行う必要があると考える。</p>	多賀谷委員 (千葉大学教授)

<p>全般</p>	<p>被害が発生した場合、陸路が機能せず、救援物資は海上航路が中心となる可能性がある。この場合、救援物資を陸揚げするための埠頭、それらの物資を陸揚げした後保管するための広大な敷地が必要となる可能性がある。このため、地先港湾に広大な敷地を有している JFE と事前に協議し、有事等の際には、その敷地利用を可能としておく必要がある。また、救援物資は、内陸部の四街道市や佐倉市にも配送する必要があるため、これらの市との協力体制も事前に整えておく必要がある。</p>	<p>災害発生時においては、救援物資の陸揚げのために、公共埠頭や民間の専用埠頭の活用を考える必要がある。災害時に活用可能な埠頭やオープンスペースについては、市国民保護計画資料編の作成の際に整理することとしたい。</p> <p>なお、JFE の敷地を含む臨海地域再整備の対象地には、広域防災拠点としての機能を併有する蘇我スポーツ公園の整備が含まれており、整備完了後は物資の集積場所等として機能することになる。なお、民間の専用埠頭の活用については、適宜協議を行っていく必要がある。</p> <p>近隣市町との連携については、29 ページに記したとおり、防災に関し締結されている協定を活用しつつ行うこととし、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」などの活用により、内陸部の隣接市との連携体制確保を図りたい。</p>	<p>多賀谷委員 (千葉大学教授)</p>
<p>全般</p>	<p>帰宅困難者への対応については、隣接市町村との協議よりも、通勤サラリーマンが多数いる東京都との協議が必要ではないか。</p>	<p>73 ページにおいて、帰宅困難者への対応について記述している。帰宅困難者対応については、首都圏の八都府市防災・危機管理委員会での対応についての協議・検討を行っている。なお、帰宅困難者対応は、自然災害への備えにも関わることであり、国民保護計画作成とは別に検討していきたい。</p>	<p>多賀谷委員 (千葉大学教授)</p>